

## 甲州市審議会等の会議の公開に関する基準

平成 21 年 7 月 16 日

市 長 決 裁

### 1 目的

この基準は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、その運営の透明性及び公正性を確保するとともに、市民の市政に対する理解と関心を深め、もって開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### 2 対象とする審議会等

この基準の対象とする審議会等は、市の執行機関が設置する次に掲げる機関とする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査を行うために設置された附属機関
- (2) 附属機関と類似の機能を有する機関で、市政に対する市民の意見の反映、専門的知識の導入等を図ることを目的として、規則、要綱、要領等に基づいて設置された協議会、委員会、検討会、懇話会等のうち、市民、有識者等を構成員に含むもの

### 3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、甲州市情報公開条例（平成 17 年甲州市条例第 7 号）第 5 条各号に該当する情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3 に定める基準により、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 5 会議開催の事前公表

(1) 審議会等は、会議を公開する場合には、当該会議の開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項（以下「会議の開催に係る事項」という。）を公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催される場合は、この限りではない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 議題

オ 傍聴人の定員

カ 傍聴の手続き

キ 問い合わせ先

ク その他審議会等の長が必要と認める事項

(2) (1)の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 審議会等の会議の開催案内（様式第1号）を市役所掲示板に掲示する。

イ 審議会等の会議の開催案内を市のホームページに掲載する。

ウ 審議会等の会議の開催案内を審議会等の庶務を処理する担当課（以下「事務局」という。）の窓口に備え付ける。

エ その他必要に応じ、市広報への掲載等適当な方法により公表を行う。

(3) 審議会等は、会議の開催に係る事項に変更が生じたときは、当該変更のあった事項を(2)の方法により速やかに公表するものとする。

## 6 会議の傍聴等

審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとし、会議の傍聴の方法は、次に定めるところによる。

(1) 事務局は、会議の傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

(2) 会議の傍聴を希望する者は、会議開催当日（以下「会議日」という。）の会議開始時間の15分前までに傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、所定の場所で傍聴受付簿（様式第2号）記入し、当該会議の傍聴を申し込むものとする。

(3) 傍聴人は、原則として先着順により決定するものとする。ただし、あらかじめ抽選によることとしている場合は、この限りでない。

(4) 会議開会時において傍聴人が定員に満たない場合は、審議の妨げにならない

範囲内で、会議開会后に傍聴人を追加して決定することができる。

(5) (3) 及び(4)にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、傍聴を認めないものとする。

ア 銃器その他危険な物を持っている者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

オ その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと明らかに認められる者

(6) 審議会等は、必要に応じ、次第等会議の内容が分かる資料を傍聴人に配布し、又は閲覧に供するものとする。

(7) 一部公開の会議の傍聴については、次のとおりとする。

ア 一の会議において公開とする部分と非公開とする部分がある場合には、原則として、公開とする部分を先に審議するものとし、事前にその旨を傍聴人に周知するものとする。

イ 傍聴人は、会議において非公開部分の審議に入るときは、審議会等の長の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(8) 審議会等においては、傍聴の遵守事項(様式第3号)を傍聴人に配布し、会場内の見やすい場所に掲示する等により次に掲げる事項を周知しなければならない。

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ 会議中は、発言しないこと。

ウ はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。

エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。

カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと(時前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。)

ク その他会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない

こと。

- (9) 審議会等の長は、(8)の傍聴の遵守事項の違反に対する注意に従わない傍聴人に、退場を命じることができる。

## 7 会議録等の作成及び公表

- (1) 審議会等は、次に掲げる事項を記載した会議の概要の記録（以下「会議録」という。）を、会議終了後速やかに作成するものとする。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 出席委員
- カ 会議の公開又は非公開の区分
- キ 会議を一部公開又は非公開とした場合は、その理由
- ク 傍聴人の数
- ケ 審議概要
- コ 事務局に係る事項
- サ アからコまでに掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

- (2) 会議録及び会議において配布された資料の概要の公開は、次に掲げる方法により、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

- ア 市のホームページに掲載する。ただし、会議資料を除く。
- イ 事務局の窓口に備え付け、閲覧に供する。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、適当と認める方法

## 8 会議公開制度の運用状況の報告及び公表

- (1) 事務局の長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、会議開催状況（様式第4号）により、翌年度の4月20日までに総務課長に報告するものとする。

- ア 会議開催日
- イ 会議名
- ウ 公開、一部公開又は非公開の別
- エ 一部公開又は非公開の理由

オ 傍聴者数

(2) 総務課長は、毎年度1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

9 適用期日

この基準は、平成21年9月1日以後に開催される審議会等の会議について適用する。

様式第1号(5の(2)関係)

### 審議会等の会議の開催案内

会議の名称	
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から
開催場所	
議 題	
傍聴人の定員	
傍聴の手続き	1 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻(15分前)までに、会場にお越しください。会場で受付を行います。 2 受付開始時刻は、当日 時 分からです。 3 その他
問い合わせ先 (事務局)	甲州市役所 部 課 担当 TEL FAX E-MAIL
そ の 他	

様式第2号（6の（2）関係）

## 傍聴受付簿

年 月 日

審議会等の名称 \_\_\_\_\_

受付順	抽選当選者	氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

### 傍聴の遵守事項

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
  - イ 会議中は、発言しないこと。
  - ウ はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
  - エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
  - キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（時前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）
  - ク その他会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ※ 傍聴者が上記遵守事項に違反したときは、退場していただくことがあります。

様式第4号（8の（1）関係）

## 会議の開催状況

年 月 日

（あて先）総務課長

（事務局の長名）

次のとおり審議会等の会議の開催状況を報告します。

会議開催日	会議名	公開、一部公開又は非公開の別	一部公開又は非公開の理由	傍聴者数
年 月 日				人
年 月 日				人
年 月 日				人
年 月 日				人
年 月 日				人
年 月 日				人
年 月 日				人

